

事務連絡
令和4年1月31日

各〔都道府県〕
〔市町村〕衛生主管部（局）御中
〔特別区〕

厚生労働省健康局健康課予防接種室

追加接種の速やかな実施について（その2）

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）については、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」（令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について（その2）」（令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「1月事務連絡①」という。）において、初回接種（1回目、2回目接種をいう。以下同じ。）の完了から8か月以上の経過を待たずに接種を実施する場合の取扱い等についてお示しするとともに、「追加接種の速やかな実施について」（令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「1月事務連絡②」という。）において、追加接種を速やかに実施するために留意すべき事項をお知らせしています。

今般、これらの事務連絡の運用について留意すべき事項を整理しましたので、下記のとおりお知らせいたします。本事務連絡の内容について十分御了知の上、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

1月事務連絡①の2においては、市町村は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、初回接種の完了から7か月以上経過している、その他の一般の者（以下「一般対象者」という。）に対して、令和4年3月を待たず、追加接種を実施することを検討するようお知らせしている。また、1月事務連絡②の3.においては、ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、ワクチンの有効活用等の観点か

ら最大限活用して、初回接種から7か月以上が経過した者に次いで、初回接種から6か月以上が経過した者にできるだけ多く接種を進めるようお知らせしている。

今般、追加接種の予約に比較的余裕のある自治体もあると伺っていることから、予約枠に空きがあれば、これらの事務連絡の運用として、現に高齢者に対する接種が行われている場合においても、6か月の接種間隔が空いたならば、一般対象者についても追加接種の前倒しを行っていただきたい。この場合、初回接種から6か月以上が経過した者が、こうした運用の対象として可能な限り速やかに接種を受けることができるよう、接種券の送付を早期に行うこと。

また、こうした接種間隔を短縮した一般対象者への追加接種を進めるに当たっては、一部自治体の取組例（別添）も必要に応じて参考にしつつ、自治体の判断により、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等について優先的に接種を行うことも検討されたい。

以上

別添

自治体の取組事例

自治体	優先的に接種を実施する時期・対象者
東京都	○接種時期：令和４年１月１９日～ ○対象者：警視庁職員及び東京消防庁職員 (出典) https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/01/14/33.html
港区	○接種時期：令和４年２月１日～ ○対象者：公私立の子育て及び高齢者施設職員、教員及び学校職員、障害福祉サービス従事者、障害児通所支援従事者、介護サービス従事者及び区職員等 (出典) https://www.city.minato.tokyo.jp/houdou/kuse/koho/press/202201/20220120-2_press.html
練馬区	○接種時期：令和４年２月１日～ ○対象者：保育園、幼稚園、小中学校、学童クラブ、児童館などの子ども関連施設に勤める区内在住・在勤の１８歳以上の方 (出典) https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/koho/hodo/r4/r401/20220121_files/220121.pdf
愛知県	○接種時期：令和４年１月２４日～ ○対象者：看護学生、医学部生、幼稚園教職員、保育士、警察・消防職員、自衛隊員などのエッセンシャルワーカー及び高齢者等の入所・通所施設の利用者及びその従事者
広島県 三原市	○接種時期：令和４年１月２７日～ ○対象者：三原市内にある学校等の従事者（保育所等・認定こども園・地域型保育事業、放課後児童クラブ、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の従事者） (出典) https://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/coronavirus/136751.html

広島県 福山市	○接種時期：令和４年１月２９日～ ○対象者：保育施設従事者、小学校教職員（放課後児童クラブ含む）、高齢者・障がい児通所サービス事業所の従事者 ○備考：集団接種会場に限る
広島県 竹原市	○接種時期：令和４月２月１日～ ○対象者：市内のこども関係施設（こども園・放課後児童クラブ等・障害児通所支援等事業所・小中学校等）の従事者、高齢者及び障害者の訪問・居宅サービス事業所の従事者
広島県 東広島市	○接種時期：令和４年１月下旬以降順次 ○対象者：保育士、教職員、介護・障害福祉サービス事業所の従事者、基礎疾患を有する方
高知県 須崎市	○接種時期：令和４年２月～令和４年３月 ○対象者：保育園、幼稚園の職員、消防職員、警察職員、有料老人ホームおよびデイサービス等施設従事者（出典） https://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=4161&hdnSKBN=A
北九州市	○接種時期：令和４年３月第１週までに接種券送付 ○対象者：保育関連施設職員（保育士等）及び教職員（出典） https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/k334_00026.html
沖縄県 石垣市	○接種時期：令和４年２月１日～１３日 ○対象者：保育士、保育教諭、支援員、事務員、調理員など教育保育所の従事者